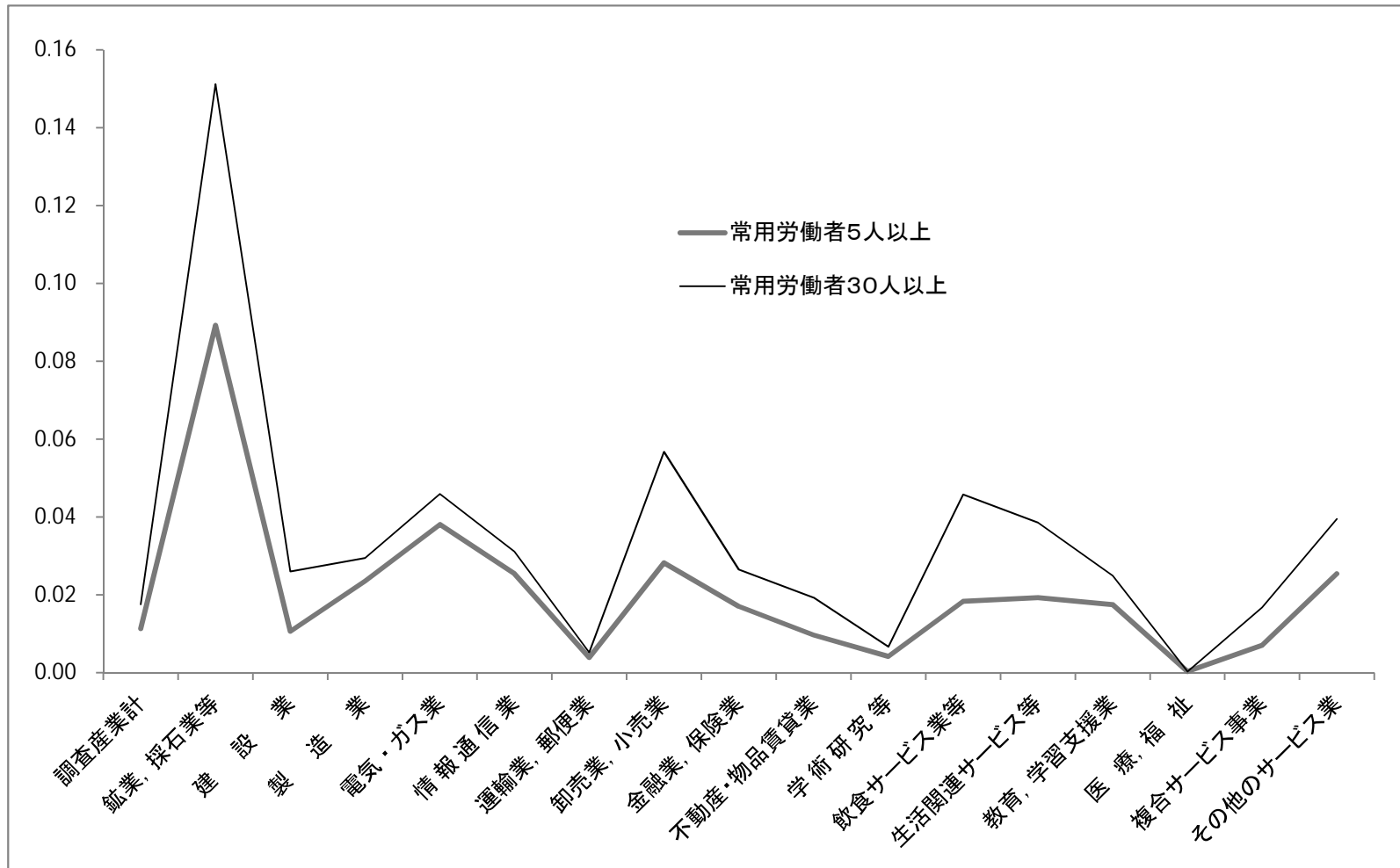


《共通の標本があれば、ギャップが縮減される例》

きまって支給する給与のギャップ率(産業別)について(平成27年1月抽出替え)  
【1との乖離幅(絶対値)】



※ギャップ率は、新標本結果を旧標本結果で除したものの。

常用労働者5人以上の新標本結果は、「常用労働者5～29人」と「常用労働者30人以上の新標本結果」を合わせたもの。

常用労働者5人以上の旧標本結果は、「常用労働者5～29人」と「常用労働者30人以上の旧標本結果」を合わせたもの。

常用労働者5人以上のギャップ率は、「常用労働者5～29人」の共通標本があるため、常用労働者30人以上のギャップ率に比べて小さくなっている。